

答 申 第 9 号  
平成15年 9月12日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会  
会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年5月16日付仙市函第5号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第9号 「仙台市図書館嘱託職員採用選考試験」の非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申  
( 諮問第 9 号 )

## 1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定のうち，平成 14 年度「仙台市図書館嘱託職員採用選考試験」の五者択一式教養試験問題集及びその解答が記載された答案用紙を非開示としたことは妥当であるが，その他は開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては，異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号，以下「条例」という。）に基づき，「昭和 60 年以降に実施された『図書館司書採用試験（正規・嘱託・臨時）』の問題と正答表，及び論作文試験問題」の開示を請求したのに対し，実施機関が「仙台市図書館嘱託職員採用選考試験」の問題及びその解答集等（以下「本件公文書」という。）を特定し非開示決定を行ったことについて，その取消しを求めたものである。

## 3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

## 4 実施機関の説明

実施機関の説明は，おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

本件公文書は，平成 11 年度，平成 12 年度及び平成 14 年度に実施された「仙台市図書館嘱託職員採用選考試験」の問題及びその解答である。なお，昭和 60 年度から平成 10 年度及び平成 13 年度については図書館嘱託職員の採用試験は行われていない。平成 11 年度は五者択一式及び記述式からなる専門試験問題集とその解答集で構成されており，実施機関が作成したものである。平成 12 年度は五者択一式及び記述式からなる教養試験問題集とその解答が記載された答案用紙で構成されており，人事委員会が作成したものである。平成 14 年度は五者択一式教養試験問題集とその解答が記載された答案用紙，及び作文試験問題で構成されており，作文試験問題は実施機関で作成したものであるが，それ以外は人事委員会が特定の法人から公にしないことを条件として入手したものである。

なお平成 12 年度及び平成 14 年度の問題とその解答は実施機関が人事委員会より提供を受けているものである。

## (2) 条例の趣旨について

条例は、その前文において「日本国憲法の定める地方自治の本旨を十分に実現するため、地方分権の確立とともに、市民の市政参加に基づく住民自治の充実が求められている。このような要請に応えるには、市が保有する情報の公開は欠くことのできないものであり」と規定し、また、その第1条において「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」と規定している。

これらの規定の趣旨とするところは、市が、その行政運営の公開性を向上し、説明責任を全うすることによって、市政に関する的確な認識と評価に基づく市民の意思形成を可能とし、市民の監視と参加による公正で民主的な開かれた市政の実現、すなわち、日本国憲法に定める地方自治の本旨たる住民自治の充実に資するものであることを明らかにしている。

そして、このことは職員の採用試験においても例外ではなく、採用の手段は可能な限り公開されることが、市民の採用試験への理解と信頼を確保し、もって、公正で民主的な市政の推進に資するものと考えられる。

したがって、本件処分の妥当性を判断するにあたっては、上述の趣旨を踏まえ、なお非開示が相当と認められる事由があるか否かの観点から検討するものとする。

## (3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号は、「市の機関又は国・独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

本件公文書は、図書館における嘱託職員を選考するにあたって使用された試験問題である。本件採用選考試験は実施機関が図書館で働く職員を採用するために行ったものであるから、市の機関である実施機関が行う事務に該当すると認められる。したがって「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて、以下検討を行うものとする。

イ 実施機関は理由説明書において、「採用試験問題は、職員として必要な基礎的な知識・能力を検証するためのものであることから、これらを的確に検証し得る有効性の高い問題を作成するにあたっては、その出題分野・内容はある一定の範囲に限られてくる。このような制約の中で、試験問題を開示することになれば、丸暗記や解答技術のみの習得等、試験本来の趣旨と相容れないような受験対策に重点が置かれるおそれが強くなるなど、今後実施する採用試験の適正な実施に支障が生ずる」旨主張している。

一般に、採用試験対策として、市販の問題集や過去の試験問題が公開されている場合には当該過去問題を利用して出題傾向等を分析する等の対策が広く行われているものと認められ

る。受験生がこれらの分析等を通じて自己に不足している知識等を補うために学習することは、当然のことであって、それ自体は必ずしも弊害のあるものではないと考える。確かに、これらを利用して、丸暗記や解答技術の習得等のみの受験対策が行われる可能性を否定するものではないが、他の採用試験が、試験問題及び解答を公開するか、公開していない場合でも、多くの場合当該試験の問題集が市販されている状況で、適正と言え得る範囲で実施されていることを考慮すると、本件公文書を開示することにより、実施機関の主張する丸暗記や解答技術の習得等のみの受験対策に重点がおかれ、その結果今後実施する採用試験の適正な実施に支障が生ずるとまでは認めることはできない。

また、作文試験問題は、問題の性質上解答が一つだけとは限らず、そもそも実施機関の主張するような受験対策に重点が置かれる可能性は低く、今後実施する採用試験の適正な実施に支障が生ずると認めることはできない。

したがって、この点に関する実施機関の主張は理由がない。

ウ 次に、実施機関及び人事委員会は本審査会における意見聴取において、現状の人員、体制の限られている中で類似問題を考慮し適正な問題を作成することは容易ではなく、本件公文書を開示した場合、今後の試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

しかしながら開示するしないにかかわらず、類似問題を考慮し適正な問題を作成することは、問題作成者として当然行うべきものであって、これまでの試験問題作成においても当然なされてきたものと認められる。試験問題等が公開されるとなれば、そのための配慮により多くの労力がかかることは考えられるが、そのことのみをもって、今後の試験の適正な実施に支障が生ずるとまでは認めることはできない。

したがって、この点に関する実施機関及び人事委員会の主張は理由がない。

エ ところで本件公文書のうち、平成14年度の五者択一式教養試験問題集とその解答が記載された答案用紙については、人事委員会が特定の法人から公にしないことを条件として入手したものである。人事委員会が、現状の人員、体制、予算及び限られた時間の中で、数ある採用試験の全てについて、職員として必要な基礎的な知識・能力を的確に検証し得る問題を作成するため、外部より問題の提供を受けることについては、一定の合理性があるものと認められる。

本来であれば、これら提供を受けた問題についても開示されるのが望ましいところではあるが、前述のとおり、本件公文書における提供を受けた問題は、公にしないとの条件の下で提供を受けたものであって、これを開示することは、当該特定の法人との契約違反となるほか、人事委員会と当該特定の法人さらには他の問題提供法人との間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の問題提供に支障が生じ、ひいては将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるものと認められる。

オ したがって、平成14年度の五者択一式教養試験問題集とその解答が記載された答案用紙については、条例第7条第6号に該当すると認められるが、それ以外の平成11年度の五者択一式及び記述式からなる専門試験問題集とその解答集、平成12年度の五者択一式及び記述式からなる教養試験問題集とその解答が記載された答案用紙及び平成14年度の作文試験問題については、条例第7条第6号に該当すると認めることはできない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

**6 実施機関等に対する審査会の要望について**

職員採用の手段は可能な限り公開されるべきものであり、実施機関及び人事委員会は、今後外部より問題の提供を受ける場合でも、より積極的な試験問題等の公開に努めるよう要望するものである。

審 査 会 の 処 理 経 過

( 諮 問 第 9 号 )

年月日	内 容
平成15. 5 . 16	・ 諮問を受けた
15 . 6 . 16	・ 実施機関（教育局市民図書館）から理由説明書を受理した
15 . 6 . 25	・ 異議申立人から意見書を受理した
15 . 6 . 30 (平成15年度 第1回審査会)	・ 実施機関（教育局市民図書館）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 7 . 28 (第2回審査会)	・ 人事委員会から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 9 . 1 (第3回審査会)	・ 諮問の審議を行った